

福島自立更生促進センター運営連絡会議設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、福島保護観察所に附設された福島自立更生促進センター（以下「センター」という。）が、地域の方々に支えられ、福島の安全・安心に寄与しながら、円滑かつ適切な運営を推進していくよう、福島自立更生促進センター運営連絡会議（以下「運営連絡会議」という。）の設置及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(役割)

第2条 運営連絡会議は、センターに関し、次の各号に掲げる事項について、福島保護観察所長から報告を受けるとともに、必要に応じて、福島保護観察所長に対し、意見を提出することができる。

- (1) 管理及び体制に関する基本的な事項
- (2) 入所する者の選定に関する事項
- (3) 入所者に対する効果的な指導及び支援に関する事項
- (4) 入所者等の経過に関する事項
- (5) 地域への安全対策及び貢献策に関する事項
- (6) 運営に協力する者との連携及び協力に関する事項
- (7) 前各号に掲げるもののほか適切な運営に資する事項

2 運営連絡会議委員は、必要に応じて、入所者と面談し、意見を聴くことができる。

(委員等)

第3条 運営連絡会議委員は、次の各号に掲げる者のうちから、福島保護観察所長が委嘱する。

- (1) 地域の代表者
- (2) 地域に所在する学校の関係者
- (3) 学識経験者
- (4) その他運営連絡会議で必要と認めた者

2 委員の人数は15名以内とする。

3 委員のほかに、オブザーバーとして、関係機関及び関係団体の職員等に参加を求めることができる。

(委員長)

第4条 運営連絡会議に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を総理する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(解嘱)

第6条 福島保護観察所長は、委員が会議の進行を妨げ、又は委員たるにふさわしくない行為があった場合は、あらかじめ運営連絡会議の意見を聴き、委員を解嘱することができる。

(会議)

第7条 第2回以降の運営連絡会議は、委員長が招集する。

2 運営連絡会議は、委員長又は第4条第3項の規定により委員長の職務を代理する委員（以下この項において「委員長代理者」という。）が出席し、かつ、過半数以上の委員（委員長代理者を除く。）の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 やむを得ず欠席する委員は、書面で意見を述べることができる。

5 やむを得ず欠席する委員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって委員長に表決を委任することができる。

(福島保護観察所長に対する意見等)

第8条 運営連絡会議において、福島保護観察所長に対し意見を提出することとしたときは、委員長が速やかにこれを行う。

2 福島保護観察所長は、運営連絡会議の意見を尊重するものとする。

(会議の運営)

第9条 この要綱に定めるもののほか、議事の手続その他運営連絡会議の運営に関し必要な事項は、委員長が運営連絡会議に諮って定める。

(附則)

- 1 この要綱は，平成22年8月4日から施行する。
- 2 本要綱については，運営連絡会議において協議の上，変更することができる。